

木造住宅の耐震改修工事等の費用の一部を補助します

☎ 建設課 都市計画係 ☎ 282-1312

【御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業】

町では、耐震基準を満たさない住宅の耐震設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事に必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

■申込受付期間

6月1日金～9月28日金（土・日・祝日除く）

※まずは仮受付を行っていただき、交付申請書等の必要書類を期間内に提出してください。

■補助対象住宅等（次のすべての要件を満たす住宅が対象）

- ・御船町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの（併用住宅の場合、店舗等の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）
- ・在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3階以下のもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの、または平成28年熊本地震によりり災したことが確認できるもの
- ・所有者が町税を滞納していないこと
- ・建築基準法に係る違反がないもの 等

■交付対象事業および補助金額

①耐震改修設計

補助対象経費の3分の2以内（上限20万円）

※耐震設計に伴う耐震診断に要する費用も含む

②耐震改修工事（耐震改修工事および工事監理）

補助対象経費の2分の1以内（上限60万円）

※耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

③建替え工事

補助対象経費の23%以内（上限60万円）

※耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの、および、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの

④耐震シェルター工事

補助対象経費の2分の1以内（上限20万円）

※昭和56年6月1日以降に着工した住宅については、次のいずれかに該当するもの

- ・災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」または「大規模半壊」と認定されたもの
- ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

※耐震シェルターとは、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作るものです。

木造住宅の耐震診断が実施されています

☎ 建設課 都市計画係 ☎ 282-1312

【熊本県戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業】

県では、今後の大地震に備え、安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、戸建て木造住宅の耐震診断（一般診断）を実施しています。

■補助対象住宅（次のすべてに該当するもの）

- ・熊本県内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの（併用住宅の場合、店舗等の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）
- ・在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3階以下のもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの、または平成28年熊本地震によりり災したことが確認できるもの
- ・建築基準法に係る違反がないもの
- ・他の補助制度等による補助金の交付を受けて耐震診断を行っていないもの

補助を受けずに自費により耐震診断を実施した人へ

☎ 県建築課 ☎ 333-2535

平成28年4月14日以降に補助を受けず、耐震診断を実施した人は、遡って補助ができる場合があります。

農業委員会委員および農地利用最適化推進委員が決まりました

☎ 農業振興課 農地係 ☎ 282-1607

御船町農業委員会の委員14名に、町議会の同意を経て、4月18日に藤木町長から辞令が交付されました。

今回の改選から、農業委員会等に関する法律の改正により、従来の公選制から、公募を行い議会の同意を経て市町村長が任命する制度に変更となりました。

また、法律の改正に伴い、農地利用最適化推進委員を新設し、10名の農地利用最適化推進委員に委嘱状を交付しました。

農地利用最適化推進委員は、それぞれの担当地区での農地利用最適化のための活動が主体となります。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期は平成33年4月17日までとなります。

農業委員会委員



農地利用最適化推進委員



普段捨てることができない「ごみ」ありませんか？

特別なごみの収集を有料で行います

☎ 環境保全課 環境衛生係 ☎ 282-1604

●特別ごみ対象

電化製品	・テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯（乾燥）機 ・衣類乾燥機・太陽熱温水器・エレクトーン ・家庭用給湯ボイラー
家庭用品	・トタン・スレート・樹脂製波板・便器 ・ガラス類・金属類・畳・プラスチック類
消耗品	・タイヤ・バッテリー・一斗缶 ・ドラム缶・廃油
農薬用品	・農機具・ハウスパイプ
車両	・バイク

テレビやエアコンなど、普段は処分できない特別なごみの収集を年2回、有料で行っています。

収集日当日、収集場所へ持ち込みができない場合は5月30日頃までに、環境保全課環境衛生係までご連絡ください。別途回収費用を支払うことで、事前に委託業者が回収します。

●日程 6月3日回

●場所 町民グラウンド駐車場

●時間 9時～12時



※注意事項

- ①塗料などの入っていた缶は、中身の入っていないものに限りです。
- ②農薬および薬品の入っていたビン類は、販売店または取扱店へ処分を依頼してください。
- ③プロパンガスのボンベおよび未使用の消火器の収集はできません。販売店に引き取りを依頼してください。

④農業で使用されたビニール類は、農協などによる再資源化を目的とした収集に出してください。

⑤パソコンは「資源物有効利用促進法」に基づき、メーカーの責任により、回収およびリサイクルが実施されます。